国立大学法人東京農工大学学則を一部改正する規則

国立大学法人東京農工大学学則(16経教規則第2号)の一部を次のとおり改正する。

国立人子/広人宋尔辰工人子子则(IO 紅教規則第 2 亏 <i>)</i> 00 010		
現行	改正案	備考
国立大学法人東京農工大学学則		
平成 16 年 4 月 7 日		
16 経協 規則第2号		
第1条~第39条の2 省略	第1条~第39条の2 省略 (現行どおり)	
No and Market Market Bark	Signature and Company	
	(検定料の免除)	
(新設)	第39条の3 風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があ	
(初取)	ると認められる者の本学学部及び大学院の検定料については、免	
	除することができる。	
	2 前項の規定による検定料の免除については、別に定める。	
(授業料、入学料及び検定料の返付)	(授業料、入学料及び検定料の返付)	
	第 40 条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しな	
い。ただし、授業料については、第1号又は第2号に、検定料	い。ただし、授業料については、第1号 <u>から</u> 第 <u>3</u> 号に、検定料	
については第 <u>3</u> 号から第 <u>5</u> 号に該当した場合には、納付した者	については第 <u>4</u> 号から第 <u>6</u> 号に該当した場合には、納付した者	
の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することが	の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することが	
できる。	できる。	
一 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度	ー 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度	
の前年度の末日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当	の前年度の末日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当	
額	額	
二第36条第2項又は第3項の規定により後期に係る授業料	二 第36条第2項又は第3項の規定により後期に係る授業料	
を納付した者が、第22条又は第25条の規定により当該年	を納付した者が、第22条又は第25条の規定により当該年	
度の9月末日までに休学又は退学した場合 後期に係る授業	度の9月末日までに休学又は退学した場合を期に係る授業	
料相当額	料相当額	
1 11H → HX	三第36条第1項から第3項の規定により授業料を納付した	
	者に、納付後に風水害等の災害を受ける等やむを得ない事態が生	
	じた場合で、第39条第1項に規定するやむを得ない事情がある	
	と認められた場合 当該授業料免除相当額	
 三 本学学部入学に係る第2次の学力検査等又は推薦入学等の	<u>こ認められた場合 </u>	
	<u> </u>	
選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第1段階目の	選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第1段階目	

選抜(調査書、大学入試センター試験の結果、その他出願書類による選抜)及び第2段階目の選抜(学力検査等による選抜)の2段階に分けて行われ、第1段階目の選抜により不合格となった場合 第2段階目の選抜に係る検定料相当額

四 本学学部入学に係る第2次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額

附 則 省略

附 則 省略(現行どおり)

附 則(19経規則第7号)

この規則は、平成19年10月24日から施行し、平成19年7月16日から適用する。